

議案第 8 号

十勝圏複合事務組合同規約の全部改正の件

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、十勝圏複合事務組合同規約を次のとおり改正しようとするものであります。

平成 29 年 6 月 1 日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

十勝圏複合事務組合同規約

十勝圏複合事務組合同規約の全部を改正する。

第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、十勝圏複合事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1) 十勝圏の総合的な振興計画の策定及び施策の推進並びに地域の振興整備についての連絡調整に関する事務	関係市町村
(2) 高等看護学院及び附属施設の設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村
(3) 教育研修センターの設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村
(4) 十勝市町村税滞納整理機構の設置、運営に関する事務	関係市町村
(5) し尿処理施設の設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村
(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村地域は除

	く。)、池田町、豊頃町、浦幌町
(7)十勝川流域下水道施設の維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、芽室町、幕別町

(組合事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、帯広市西24条北4丁目1番地5に置く。

## 第2章 組合議会

(組合議会の組織及び議員の選挙)

第5条 組合議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、38人とする。

2 組合議員は、関係市町村の長及び関係市町村の議会において当該議会の議員のうちから選挙された者1人とする。

3 第7条第2項第1号に掲げる事由に該当したことにより、市町村長が組合議員でなくなったときは、その市町村長が属する市町村の議会の議員のうちから選挙された者をもって後任の組合議員とする。

(議長及び副議長)

第6条 組合議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、関係市町村の長又は議会の議員としての任期による。

2 組合議員が次に掲げる事由に該当したときは、その職を失う。

(1) 関係市町村の長である者が、組合長に選任されたとき。

(2) 関係市町村の長又は議会の議員でなくなったとき。

3 関係市町村の議会選出の組合議員に欠員を生じたときは、その議員の属する、又は属していた市町村の議会において直ちに欠員の組合議員を選挙しなければならない。

(特別議決)

第8条 組合議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係る議決については、当該事件に係る市町村から選出されている出席議員の過半数の賛成を含む全出席議員の過半数でこれを決する。

(議会の事務局)

第9条 組合の議会に事務局を置く。

2 事務局に必要な職員を置く。

### 第3章 組合の執行機関

#### (執行機関の組織及び選任方法)

第10条 組合に、組合長1人、副組合長1人及び会計管理者1人を置く。

- 2 組合長は、組合議会において関係市町村の長のうちから選挙された者とする。
- 3 副組合長は、組合長が組合議会の同意を得て選任する。
- 4 会計管理者は、組合長がこれを任免する。

#### (組合長等の任期)

第11条 組合長の任期は、当該市町村の長の任期による。

- 2 副組合長の任期は、4年とする。

#### (補助職員)

第12条 組合に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 前項の職員は、組合長が任免する。

#### (監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員としての任期による。

#### (監査委員の事務局)

第14条 組合の監査委員に事務局を置く。

- 2 前項の事務局に必要な職員を置く。

#### (教育委員会)

第15条 この組合に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）により教育委員会を置く。

- 2 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。

### 第4章 組合の経費

#### (経費の支弁の方法)

第16条 組合の経費は、関係市町村の負担金、手数料、使用料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項の負担金は、次のとおりとする。

(1) 議会費、公平委員会費、監査委員費及び教育委員会費 均等割

- (2) 十勝圏の総合的な振興にかかる施策の推進及び地域の振興整備についての連絡調整に関する経費 均等割 20 パーセント、人口割 80 パーセント
- (3) 高等看護学院の平常運営に伴う経費 帯広市 70 パーセント、音更町ほか 17 町村 30 パーセント（この分賦は、均等割 25 パーセント、人口割 75 パーセント）
- (4) 教育研修センターの平常運営に伴う経費 均等割 30 パーセント、基準財政需要額割 40 パーセント、児童生徒数割 30 パーセント
- (5) 十勝市町村税滞納整理機構の平常運営に伴う経費 均等割、引継件数割及び徴収実績割とし、組合長が組合議会の議決を経て定める。
- (6) し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場の新・改築に伴う経費 基本容量割
- (7) し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場の平常運営に伴う経費 基本容量割及び実績使用量割
- (8) 十勝川流域下水道施設の流入汚水に係る経費 実績使用量割
- (9) 十勝川流域下水道管理運営に要する経費から流入汚水に係る経費を控除した経費 基本容量割

3 前項の負担金は、組合長の指定する期日までに納入しなければならない。

(基金)

第 17 条 第 3 条の表第 1 号の項に規定する事業を行うため、十勝ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金の出資額については、次の表のとおりとする。

(単位:千円)

市町村	出資額	市町村	出資額
帯広市	333,720	大樹町	25,560
音更町	76,680	広尾町	31,320
士幌町	22,680	幕別町	64,800
上士幌町	22,680	池田町	31,320
鹿追町	21,960	豊頃町	19,800
新得町	27,000	本別町	34,200
清水町	35,640	足寄町	32,040
芽室町	42,120	陸別町	17,640
中札内村	16,920	浦幌町	27,720

更別村	16,200		
-----	--------	--	--

3 基金のうち各市町村の出資金総額に相当する額は、これを処分することができない。

4 組合が解散したときは、基金は第2項の出資額により各市町村に帰属する。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

##### (事務の承継)

第2条 組合は、平成30年3月31日をもって解散した十勝環境複合事務組合の事務を承継する。

##### (経過措置)

第3条 この規約の施行の日の前日において、改正前の規約の規定により、組合議会の議長、副議長、議員、組合長、会計管理者、監査委員、教育長及び教育委員の職にあった者は、この規約の施行の日において、それぞれ相当規定に基づき当該職に選任されたものとみなす。この場合において、監査委員、教育長及び教育委員の任期の末日は、従前の任期の末日と同日とする。

2 この規約の施行の日の前日において、改正前の規約の規定により、副組合長の職にあった者の任期は、改正前の規約の規定にかかわらず、同日限りとする。

##### (準備行為)

第4条 第10条第3項の規定による副組合長の選任に関し必要な行為は、北海道知事の許可のあった日から、この規約の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

##### (最初に選任される副組合長の任期)

第5条 この規約の施行の日以後において、最初に選任される副組合長の任期の末日は、第11条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日において在任していた十勝環境複合事務組合副組合長の任期の末日と同日とする。

#### 説 明

十勝圏複合事務組合規約の変更の協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経ようとするものであります。

十勝圏複合事務組合同約の全部を改正する規約新旧対照表

改正案	現行（十勝圏複合事務組合）	参考（十勝環境複合事務組合）								
<p>十勝圏複合事務組合同約（平成〇年〇第〇号指令）</p> <p>第1章 総則</p> <p>削除</p> <p>（組合の名称） 第1条 この組合は、十勝圏複合事務組合（以下「組合」という。）という。</p> <p>（組合を組織する地方公共団体） 第2条 組合は、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町（以下「<u>関係市町村</u>」という。）をもって組織する。</p> <p>（組合の共同処理する事務） 第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <table border="1" data-bbox="123 1161 667 1391"> <tr> <td data-bbox="123 1161 398 1305">(1) 十勝圏の総合的な振興計画の策定及び施策の推進並びに地域の振興整備についての連絡調整に関する事務</td> <td data-bbox="398 1161 667 1305">関係市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="123 1305 398 1391">(2) 高等看護学院及び附属施設の設置、維持管理・運営に関する事務</td> <td data-bbox="398 1305 667 1391">関係市町村</td> </tr> </table>	(1) 十勝圏の総合的な振興計画の策定及び施策の推進並びに地域の振興整備についての連絡調整に関する事務	関係市町村	(2) 高等看護学院及び附属施設の設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村	<p>十勝圏複合事務組合同約（昭和44年地方第1236号指令）</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的） 第1条 この組合は、十勝広域市町村圏の総合的な計画の策定及びこれに基づく施策の推進に関する事務、看護師を養成するため、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第2号に規定する養成所として設置する高等看護学院の設置・管理に関する事務、教育に関する研修及び研修に関する調査研究を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条に規定する教育機関として設置する教育研修センターの設置・管理に関する事務並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村民税（個人の道民税を含む。）、固定資産税、軽自動車税、都市計画税及び国民健康保険税並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条に規定する国民健康保険料に係る滞納事案のうち、関係市町村の長との協議により処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務を共同で処理することを目的とする。</p> <p>（組合の名称） 第2条 この組合は、十勝圏複合事務組合という。</p> <p>（組合を組織する地方公共団体） 第3条 この組合は、次の市町村をもって組織する。 帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町</p> <p>（組合の共同処理する事務） 第4条 この組合は、次の事務を共同処理するものとする。 (1) 十勝広域市町村圏の総合的な振興計画の策定及び施策の推進並びに地域の振興整備についての連絡調整に関する事務 (2) 高等看護学院及び附属施設の設置、維持管理・運営に関する事務 (3) 教育研修センターの設置、維持管理・運営に関する事務 (4) 十勝市町村税滞納整理機構の設置、運営に関する事務</p>	<p>十勝環境複合事務組合（昭和59年十振興第153号指令）</p> <p>（組合の名称） 第1条 この組合は、十勝環境複合事務組合（以下「組合」という。）という。</p> <p>（組合を組織する地方公共団体） 第2条 組合は、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町（以下「<u>関係市町村</u>」という。）をもって組織する。</p> <p>（組合の共同処理する事務） 第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する</p> <table border="1" data-bbox="1456 1161 2094 1391"> <tr> <td data-bbox="1456 1161 1691 1305">し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務</td> <td data-bbox="1691 1161 2094 1305">帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1456 1305 1691 1391">ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事</td> <td data-bbox="1691 1305 2094 1391">帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村地域は除く）、池田町、豊頃町、浦幌町</td> </tr> </table>	し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事	帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村地域は除く）、池田町、豊頃町、浦幌町
(1) 十勝圏の総合的な振興計画の策定及び施策の推進並びに地域の振興整備についての連絡調整に関する事務	関係市町村									
(2) 高等看護学院及び附属施設の設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村									
し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町									
ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事	帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村地域は除く）、池田町、豊頃町、浦幌町									

-26-

参考資料

改正案	現行（十勝圏複合事務組合）	参考（十勝環境複合事務組合）												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="107 172 383 256">(3)教育研修センターの設置、維持管理・運営に関する事務</td> <td data-bbox="383 172 651 256">関係市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 256 383 341">(4)十勝市町村税滞納整理機構の設置、運営に関する事務</td> <td data-bbox="383 256 651 341">関係市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 341 383 426">(5)し尿処理施設の設置、維持管理・運営に関する事務</td> <td data-bbox="383 341 651 426">関係市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 426 383 571">(6)ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務</td> <td data-bbox="383 426 651 571">帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町 (旧忠類村地域は除く)、池田町、豊頃町、浦幌町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 571 383 663">(7)十勝川流域下水道施設の維持管理・運営に関する事務</td> <td data-bbox="383 571 651 663">帯広市、音更町、芽室町、幕別町</td> </tr> </table>	(3)教育研修センターの設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村	(4)十勝市町村税滞納整理機構の設置、運営に関する事務	関係市町村	(5)し尿処理施設の設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村	(6)ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町 (旧忠類村地域は除く)、池田町、豊頃町、浦幌町	(7)十勝川流域下水道施設の維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、芽室町、幕別町		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1435 172 1675 296">務 十勝川流域下水道施設の管理運営に関する事務</td> <td data-bbox="1675 172 2078 296">帯広市、音更町、芽室町、幕別町</td> </tr> </table>	務 十勝川流域下水道施設の管理運営に関する事務	帯広市、音更町、芽室町、幕別町
(3)教育研修センターの設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村													
(4)十勝市町村税滞納整理機構の設置、運営に関する事務	関係市町村													
(5)し尿処理施設の設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村													
(6)ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町 (旧忠類村地域は除く)、池田町、豊頃町、浦幌町													
(7)十勝川流域下水道施設の維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、芽室町、幕別町													
務 十勝川流域下水道施設の管理運営に関する事務	帯広市、音更町、芽室町、幕別町													
<p>(組合事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、帯広市西24条北4丁目1番地5に置く。</p> <p>第2章 組合議会 (組合議会の組織及び議員の選挙) 第5条 組合議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、38人とする。 2 組合議員は、関係市町村の長及び関係市町村の議会において当該議会の議員のうちから選挙された者1人とする。</p> <p>3 第7条第2項第1号に掲げる事由に該当したことにより、市町村長が組合議員でなくなったときは、その市町村長が属する市町村の議会の議員のうちから選挙された者をもって後任の組合議員とする。</p> <p>(議長及び副議長) 第6条 組合議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。 2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。</p>	<p>(組合事務所の位置) 第5条 この組合の事務所は、帯広市役所内におく。</p> <p>第2章 組合議会 (組合議会の組織及び議員の選挙) 第6条 組合議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、38人とする。 2 組合議員は、組合を組織する各市町村（以下「市町村」という。）の長並びに各市町村の議会において互選した者とし、その定数区分は、次のとおりとする。 帯広市2人、音更町2人、士幌町2人、上士幌町2人、鹿追町2人、新得町2人、清水町2人、芽室町2人、中札内村2人、更別村2人、大樹町2人、広尾町2人、幕別町2人、池田町2人、豊頃町2人、本別町2人、足寄町2人、陸別町2人、浦幌町2人 3 第8条第2項第1号の規定により、市町村長が組合議員でなくなった場合は、その市町村の議会議員のうちから互選する。</p> <p>(議長、副議長) 第7条 組合は、議員の中から議長、副議長各1人を選挙しなければならない。 2 議長及び副議長の任期は、組合議員としての任期による。</p>	<p>(組合の事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、帯広市役所内に置く。</p> <p>第2章 組合議会 (組合議会の組織及び議員の選挙) 第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、38人とする。 2 組合議員は、関係市町村の長及び関係市町村の議会において当該議会の議員のうちから選挙された者1名とする。</p> <p>3 第7条第2項第1号の規定により、市町村長が組合議員でなくなったときは、その市町村長が属する市町村の議員のうちから選挙された者をもってあてる。</p> <p>(議長及び副議長) 第6条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。 2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。</p>												

改正案	現行（十勝圏複合事務組合）	参考（十勝環境複合事務組合）														
<p>(組合議員の任期)</p> <p>第7条 組合議員の任期は、<u>関係市町村の長又は議会の議員としての任期による。</u></p> <p>2 組合議員が次に掲げる事由に該当したときは、その職を失う。</p> <p>(1) <u>関係市町村の長である者が、組合長に選任されたとき。</u></p> <p>(2) <u>関係市町村の長又は議会の議員でなくなったとき。</u></p> <p>3 <u>関係市町村の議会選出の組合議員に欠員を生じたときは、その議員の属する、又は属していた市町村の議会において直ちに欠員の組合議員を選挙しなければならない。</u></p> <p>(特別議決)</p> <p>第8条 <u>組合議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係る議決については、当該事件に関する市町村から選出されている出席議員の過半数の賛成を含む全出席議員の過半数でこれを決する。</u></p> <p>(議会の事務局)</p> <p>第9条 組合の議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に必要な職員を置く。</p> <p>第3章 組合の執行機関 (執行機関の組織及び選任方法)</p> <p>第10条 組合に、組合長1人、副組合長1人及び会計管理者1人を置く。</p> <p>2 組合長は、組合議会において関係市町村の長のうちから選挙された者とする。</p> <p>3 副組合長は、<u>組合長が組合議会の同意を得て選任する。</u></p> <p>4 会計管理者は、<u>組合長がこれを任免する。</u></p> <p>(組合長等の任期)</p> <p>第11条 組合長の任期は、<u>当該市町村の長の任期による。</u></p> <p>2 <u>副組合長の任期は、4年とする。</u></p>	<p>(組合議員の任期)</p> <p>第8条 組合議員の任期は、<u>各市町村の長又は各市町村の議会議員の任期による。</u></p> <p>2 組合議員が次に掲げる事由に該当したときは、その職を失う。</p> <p>(1) <u>市町村長であるものが、第10条第1項の規定により、組合長に選任されたとき。</u></p> <p>(2) <u>各市町村の長又は議会議員でなくなったとき。</u></p> <p>3 組合議員に欠員を生じたときは、その議員の属する市町村において直ちに欠員の組合議員を互選しなければならない。</p> <p>(議会の事務局)</p> <p>第8条の2 組合の議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に必要な職員を置く。</p> <p>第3章 組合の執行機関 (組織)</p> <p>第9条 この組合に次の役職員を置く。</p> <table border="1" data-bbox="853 884 1120 995"> <tr><td>組合長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>副組合長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>会計管理者</td><td>1人</td></tr> <tr><td>書記</td><td>若干人</td></tr> </table> <p>(選任)</p> <p>第10条 組合長は、<u>組合議会において各市町村長のうちから選挙する。</u></p> <p>2 <u>副組合長は、組合長の属する市町村の副市町村長をもって充てる。ただし、組合長の属する市町村が副市町村長を置いていない場合は、組合長が組合の議会の同意を得て選任する。</u></p> <p>3 <u>会計管理者及び書記は、組合長がこれを任免する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第11条 <u>組合長及び副組合長の任期は、各市町村の長及び副市町村長の任期による。ただし、前条第2項ただし書の規定により選任された副組合長の任期は4年とする。</u></p>	組合長	1人	副組合長	1人	会計管理者	1人	書記	若干人	<p>(組合議員の任期)</p> <p>第7条 組合議員の任期は、<u>当該市町村の長又は、当該市町村の議会の議員としての任期による。</u></p> <p>2 組合議員が次の各号の一に該当したときは、その職を失う。</p> <p>(1) <u>市町村の長である者が、第11条第1項の規定により、組合長に選任されたとき。</u></p> <p>(2) <u>市町村の長又は、市町村の議会の議員でなくなったとき。</u></p> <p>3 <u>市町村の議会選出の組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属していた市町村の議会において直ちに補欠の組合議員を選挙しなければならない。</u></p> <p>(特別議決)</p> <p>第8条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に関する市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。</p> <p>(議会の事務局)</p> <p>第9条 組合の議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に必要な職員を置く。</p> <p>第3章 組合の執行機関 (組織)</p> <p>第10条 組合に次の役職員を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1532 884 1798 963"> <tr><td>組合長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>副組合長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>会計管理者</td><td>1人</td></tr> </table> <p>(選任)</p> <p>第11条 組合長は、<u>組合の議会において関係市町村の長のうちから選挙された者とする。</u></p> <p>2 副組合長は、<u>組合長が組合の議会の同意を得て選任する。</u></p> <p>3 会計管理者は、<u>組合長がこれを任免する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第12条 組合長の任期は、<u>当該市町村の長の任期による。</u></p> <p>2 <u>副組合長の任期は、4年とする。</u></p> <p>(執行機関の事務局)</p>	組合長	1人	副組合長	1人	会計管理者	1人
組合長	1人															
副組合長	1人															
会計管理者	1人															
書記	若干人															
組合長	1人															
副組合長	1人															
会計管理者	1人															



改正案	現行（十勝圏複合事務組合）	参考（十勝環境複合事務組合）																
<p>(補助職員)</p> <p>第12条 組合に事務局を置く。  2 事務局に事務局長その他の職員を置く。  3 前項の職員は、組合長が任免する。</p> <p>(監査委員)</p> <p>第13条 組合に監査委員2人を置く。  2 監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各1人を選任する。  3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員としての任期による。</p> <p>(監査委員の事務局)</p> <p>第14条 組合の監査委員に事務局を置く。  2 前項の事務局に必要な職員を置く。</p> <p>(教育委員会)</p> <p>第15条 この組合に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)により教育委員会を置く。  2 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。</p> <p>第4章 組合の経費  (経費の支弁の方法)</p> <p>第16条 組合の経費は、関係市町村の負担金、手数料、使用料及びその他の収入をもって充てる。  2 前項の負担金は、次のとおりとする。  (1) 議会費、公平委員会費、監査委員費及び教育委員会費 均等割  (2) 十勝圏の総合的な振興にかかる施策の推進及び地域の振興整備についての連絡調整に関する経費 均等割20パーセント、人口割80パーセント  (3) 高等看護学院の平常運営に伴う経費 帯広市70パーセント、音更町ほか17町村30パーセント(この分賦は、均等割25パーセント、人口割75パーセント)  (4) 教育研修センターの平常運営に伴う経費 均等割30パーセント、基準財政需要額割40パーセント、児童生徒数割30パーセント  (5) 十勝市町村税滞納整理機構の平常運営に伴う経費 均等割、引継件数割及び徴収実績割とし、組合長が組合議会の議決を経て定める  (6) し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場の新・改築に伴</p>	<p>(監査委員)</p> <p>第12条 この組合に監査委員2人を置く。  2 監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各1人を選任する。  3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員としての任期による。</p> <p>(監査委員の事務局)</p> <p>第12条の2 組合の監査委員に事務局を置く。  2 事務局に必要な職員を置く。</p> <p>(教育委員会)</p> <p>第13条 この組合に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)により教育委員会を置く。  2 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。</p> <p>第4章 組合の経費  (経費の分賦)</p> <p>第14条 組合の経費は、次により各市町村に分賦する。  (1) 第4条第1号に関する経費 均等割20%、人口割80%  (2) 高等看護学院の改築に伴う経費 帯広市70%、音更町ほか17町村30%(この分賦は、均等割25%、人口割75%とする。)  (3) 高等看護学院の平常運営に伴う経費 帯広市70%、音更町ほか17町村30%(この分賦は、均等割25%、人口割75%とする。)  (4) 教育研修センターの平常運営に伴う経費 均等割30%、基準財政需要額割40%、児童生徒数割30%とする。  (5) 十勝市町村税滞納整理機構の平常運営に伴う経費 均等割額、引継件数割額及び徴収実績割額とし、組合長が組合議会の議決を経て定める。</p>	<p>(監査委員)</p> <p>第13条 組合に事務局を置く。  2 事務局に事務局長その他の職員を置く。  3 事務局長その他の職員は、組合長が任免する。  4 事務局長その他の職員の定数は、条例で定める。</p> <p>(監査委員)</p> <p>第14条 組合に監査委員2人を置く。  2 監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各1人を選任する。  3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員としての任期による。</p> <p>(監査委員の事務局)</p> <p>第15条 組合の監査委員に事務局を置く。  2 事務局に必要な職員を置く。</p> <p>第4章 組合の経費  (経費の支弁の方法)</p> <p>第16条 組合の経費は、関係市町村の負担金、手数料、使用料及びその他の収入をもって充てる。  2 前項の負担金は、次の方法により関係市町村に分賦する。</p> <table border="1" data-bbox="1451 965 2076 1393"> <tr> <td>監査委員及び公平委員会に要する経費</td> <td></td> <td>均等割</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">議会に要する経費</td> <td>特別委員会に伴う経費</td> <td>当該特別委員会に 関係する市町村の 均等割</td> </tr> <tr> <td>特別委員会に伴う経費を控除した経費</td> <td>均等割</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ごみ処理施設、最終処分場及びし尿処理施設の設置及び管理運営に要する経費</td> <td>処理施設の新・改築に伴う経費</td> <td>基本容量割</td> </tr> <tr> <td>平常の運転及び管理運営に伴う経費</td> <td>基本容量割 実績使用量割</td> </tr> <tr> <td>十勝川流域下水道</td> <td>十勝川浄化センタ</td> <td>実績使用量割</td> </tr> </table>	監査委員及び公平委員会に要する経費		均等割	議会に要する経費	特別委員会に伴う経費	当該特別委員会に 関係する市町村の 均等割	特別委員会に伴う経費を控除した経費	均等割	ごみ処理施設、最終処分場及びし尿処理施設の設置及び管理運営に要する経費	処理施設の新・改築に伴う経費	基本容量割	平常の運転及び管理運営に伴う経費	基本容量割 実績使用量割	十勝川流域下水道	十勝川浄化センタ	実績使用量割
監査委員及び公平委員会に要する経費		均等割																
議会に要する経費	特別委員会に伴う経費	当該特別委員会に 関係する市町村の 均等割																
	特別委員会に伴う経費を控除した経費	均等割																
ごみ処理施設、最終処分場及びし尿処理施設の設置及び管理運営に要する経費	処理施設の新・改築に伴う経費	基本容量割																
	平常の運転及び管理運営に伴う経費	基本容量割 実績使用量割																
十勝川流域下水道	十勝川浄化センタ	実績使用量割																

改正案	現行（十勝圏複合事務組合）	参考（十勝環境複合事務組合）																																																																																														
<p>う経費 基本容量割</p> <p>(7) し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場の平常運営に伴う経費 基本容量割及び実績使用量割</p> <p>(8) 十勝川流域下水道施設の流入汚水に係る経費 実績使用量割</p> <p>(9) 十勝川流域下水道管理運営に要する経費から流入汚水に係る経費を控除した経費 基本容量割</p> <p>3 前項の負担金は、組合長の指定する期日までに納入しなければならない。</p> <p>(基金)</p> <p>第17条 第3条の表第1号の項に規定する事業を行うため、十勝ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>2 基金の出資額については、次の表のとおりとする。</p> <p>(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="100 571 649 901"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>出資額</th> <th>市町村</th> <th>出資額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>帯広市</td><td>333,720</td><td>大樹町</td><td>25,560</td></tr> <tr><td>音更町</td><td>76,680</td><td>広尾町</td><td>31,320</td></tr> <tr><td>士幌町</td><td>22,680</td><td>幕別町</td><td>64,800</td></tr> <tr><td>上士幌町</td><td>22,680</td><td>池田町</td><td>31,320</td></tr> <tr><td>鹿追町</td><td>21,960</td><td>豊頃町</td><td>19,800</td></tr> <tr><td>新得町</td><td>27,000</td><td>本別町</td><td>34,200</td></tr> <tr><td>清水町</td><td>35,640</td><td>足寄町</td><td>32,040</td></tr> <tr><td>芽室町</td><td>42,120</td><td>陸別町</td><td>17,640</td></tr> <tr><td>中札内村</td><td>16,920</td><td>浦幌町</td><td>27,720</td></tr> <tr><td>更別村</td><td>16,200</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>3 基金のうち各市町村の出資金総額に相当する額は、これを処分することができない。</p> <p>4 組合が解散したときは、基金は第2項の出資額により各市町村に帰属する。</p>	市町村	出資額	市町村	出資額	帯広市	333,720	大樹町	25,560	音更町	76,680	広尾町	31,320	士幌町	22,680	幕別町	64,800	上士幌町	22,680	池田町	31,320	鹿追町	21,960	豊頃町	19,800	新得町	27,000	本別町	34,200	清水町	35,640	足寄町	32,040	芽室町	42,120	陸別町	17,640	中札内村	16,920	浦幌町	27,720	更別村	16,200			<p>(分賦金の納付)</p> <p>第15条 前条の分賦金は、組合長の指定する期日までに納入しなければならない。</p> <p>(基金)</p> <p>第16条 第4条第1号の事業を行うため、十勝ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>2 基金の出資額については、別表のとおりとする。</p> <p>3 基金のうち各市町村の出資金総額に相当する額は、これを処分することができない。</p> <p>4 組合が解散したときは、基金は第2項の出資額により各市町村に帰属する。</p> <p>別表（第16条関係）</p> <p>基金の出資額 (単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="779 1077 1384 1394"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>出資額</th> <th>市町村</th> <th>出資額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>帯広市</td><td>333,720</td><td>大樹町</td><td>25,560</td></tr> <tr><td>音更町</td><td>76,680</td><td>広尾町</td><td>31,320</td></tr> <tr><td>士幌町</td><td>22,680</td><td>幕別町</td><td>64,800</td></tr> <tr><td>上士幌町</td><td>22,680</td><td>池田町</td><td>31,320</td></tr> <tr><td>鹿追町</td><td>21,960</td><td>豊頃町</td><td>19,800</td></tr> <tr><td>新得町</td><td>27,000</td><td>本別町</td><td>34,200</td></tr> <tr><td>清水町</td><td>35,640</td><td>足寄町</td><td>32,040</td></tr> <tr><td>芽室町</td><td>42,120</td><td>陸別町</td><td>17,640</td></tr> <tr><td>中札内村</td><td>16,920</td><td>浦幌町</td><td>27,720</td></tr> <tr><td>更別村</td><td>16,200</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	市町村	出資額	市町村	出資額	帯広市	333,720	大樹町	25,560	音更町	76,680	広尾町	31,320	士幌町	22,680	幕別町	64,800	上士幌町	22,680	池田町	31,320	鹿追町	21,960	豊頃町	19,800	新得町	27,000	本別町	34,200	清水町	35,640	足寄町	32,040	芽室町	42,120	陸別町	17,640	中札内村	16,920	浦幌町	27,720	更別村	16,200			<table border="1" data-bbox="1451 172 2072 319"> <thead> <tr> <th>管理運営に要する経費</th> <th>二流入汚水にかかわる経費</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>総経費から実績使用量割で得た額を控除した経費</td> <td>基本容量割</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前項の分賦金は、組合長の指定する納期までに納入しなければならない。</p>	管理運営に要する経費	二流入汚水にかかわる経費			総経費から実績使用量割で得た額を控除した経費	基本容量割
市町村	出資額	市町村	出資額																																																																																													
帯広市	333,720	大樹町	25,560																																																																																													
音更町	76,680	広尾町	31,320																																																																																													
士幌町	22,680	幕別町	64,800																																																																																													
上士幌町	22,680	池田町	31,320																																																																																													
鹿追町	21,960	豊頃町	19,800																																																																																													
新得町	27,000	本別町	34,200																																																																																													
清水町	35,640	足寄町	32,040																																																																																													
芽室町	42,120	陸別町	17,640																																																																																													
中札内村	16,920	浦幌町	27,720																																																																																													
更別村	16,200																																																																																															
市町村	出資額	市町村	出資額																																																																																													
帯広市	333,720	大樹町	25,560																																																																																													
音更町	76,680	広尾町	31,320																																																																																													
士幌町	22,680	幕別町	64,800																																																																																													
上士幌町	22,680	池田町	31,320																																																																																													
鹿追町	21,960	豊頃町	19,800																																																																																													
新得町	27,000	本別町	34,200																																																																																													
清水町	35,640	足寄町	32,040																																																																																													
芽室町	42,120	陸別町	17,640																																																																																													
中札内村	16,920	浦幌町	27,720																																																																																													
更別村	16,200																																																																																															
管理運営に要する経費	二流入汚水にかかわる経費																																																																																															
	総経費から実績使用量割で得た額を控除した経費	基本容量割																																																																																														

改正案	現行（十勝圏複合事務組合）	参考（十勝環境複合事務組合）
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>第1条 この規約は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p><u>（事務の承継）</u></p> <p>第2条 組合は、平成30年3月31日をもって解散した十勝環境複合事務組合の事務を承継する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>第3条 この規約の施行の日の前日において、改正前の規約の規定により、組合議会の議長、副議長、議員、組合長、会計管理者、監査委員、教育長及び教育委員の職にあった者は、この規約の施行の日において、それぞれ相当規定に基づき当該職に選任されたものとみなす。この場合において、監査委員、教育長及び教育委員の任期の末日は、従前の任期の末日と同日とする。</p> <p>2 この規約の施行の日の前日において、改正前の規約の規定により、副組合長の職にあった者の任期は、改正前の規約の規定にかかわらず、同日限りとする。</p> <p><u>（準備行為）</u></p> <p>第4条 第10条第3項の規定による副組合長の選任に関し必要な行為は、北海道知事の許可のあった日から、この規約の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。</p> <p><u>（最初に選任される副組合長の任期）</u></p> <p>第5条 この規約の施行の日以後において、最初に選任される副組合長の任期の末日は、第11条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日において在任していた十勝環境複合事務組合副組合長の任期の末日と同日とする。</p>		

31